

## ヨーネ病技術検討会設置要領

令和7年10月8日

### 1 趣旨・検討事項等

牛のヨーネ病は家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に基づく家畜伝染病の一つであり、1998年より本病の清浄化を目指した定期検査を実施し、積極的な摘発・とう汰による国内清浄化を進めている。これまでの取組の結果、我が国のヨーネ病浸潤率は世界的に見ても極めて低い状況を維持している（令和7年3月時点で全乳用繁殖農場の2.8%）。

一方で、本病の特性として検査対応等に多大な労力が必要であり、農場の大型化に伴い生産者や都道府県等の検査負担が更に増大していることから、現行の牛のヨーネ病防疫対策要領（平成25年4月1日付け24 消安第5999号 農林水産省消費・安全局長通知）に基づく防疫措置及びまん延防止対策のスキームの見直しによる検査負担の軽減を求める声が大きくなっている。

このため、消費・安全局長は、疫学、ヨーネ病の研究者、都道府県の家畜防疫担当者、関係団体等の専門家で構成される「ヨーネ病技術検討会」（以下「検討会」という。）を設置し、清浄化に向けた検査の実効性を担保しつつ、検査の効率化等により現場負担を軽減するための検討を行う。

### 2 組織

- (1) 検討会は、疫学、ヨーネ病の研究者、都道府県の家畜防疫担当者、関係団体等の専門家の委員で組織する。
- (2) 検討会には、委員長を置く。
- (3) 委員長は、委員の互選により選任する。

### 3 運営

- (1) 検討会は委員長が運営し、全体を総括する。
- (2) 委員の三分の一以上が出席しなければ、検討会を開くことはできない。
- (3) 委員はその申出により、委員長の了解を得た上で、委員が指名するものを代理で出席させることができる
- (4) 検討会は、非公開とする。
- (5) 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者からの意見聴取を行う。
- (6) 検討会の資料及び議事要旨は、守秘すべき事項に係る資料を除き、出席者の了承を得た上で、農林水産省ホームページに公開することとする。
- (7) 本要領に規定のない事項については、委員長が委員の了承を得た上で、その扱いを決定するものとする。
- (8) 検討会の事務局は、農林水産省消費・安全局動物衛生課防疫指導班に置く。

（以上）